

仙石山仏教学論集  
第14号（令和5年）

Sengokuyama Journal  
of Buddhist Studies  
Vol. XIV, 2023

## 北宋仏国禪師惟白の五恩説について

宗 艷紅



# 北宋仏国禪師惟白の五恩説について

宗 艷紅

## 要旨

本論文は、『大藏經綱目指要錄』卷八の末尾に付されている「五利五報述」の中の「五報」を手がかりとしながら、仏国惟白（11世紀中期～12世紀初期）の報恩思想の解明を試みたものである。先ず、中国における報恩思想の展開を概観した上で、最後に惟白の五恩思想の特徴とその影響を指摘した。一般的に中国仏教における報恩思想は四恩を主流としている。しかし、「五報」の分析を通じて、惟白の報恩思想は伝統的な「四恩」を基として新たな要素を加えて新たな「国王・外護・父母・師長・檀越」を内容とした「五恩」思想であるということを明らかにした。更に、中国仏教における報恩思想の発展の纏めを通じて、「国王の恩」を首位にして重視の姿勢を示すことや「外護の恩」を独立させて報恩の対象としたのが惟白の五恩思想の特色であるということを明らかにした。

## 1. はじめに

北宋末を生きた仏国禪師惟白（11世紀中期-12世紀初期）は、雲門宗の七世禪師であり、汴京法雲寺の三代目住持を務めた人物でもある。彼の著作として『建中靖國統灯錄』、『大藏經綱目指要錄』（以下、『指要錄』と略称する）、そして『文殊指南図讚』が現存している。中でも『指要錄』は、北宋の勅版大藏經に基づいて撰述された現存最古の大藏經解題事典として重要視されるが、その一方で、同書から読み取れる著者惟白の思想に関する研究は皆無と言つてよい。『指要錄』卷八の末尾に「大藏經綱目指要錄五利五報述」という一節があり、その中の「五報」には惟白の報恩思想が集約されている。本論文では、中国仏教の報恩思想を概観した上で、惟白の「五報」思想とその特色について考察したい。

## 2. 中国仏教における報恩思想

インド仏教における「恩」の思想は、恩を知り恩を感じ（知恩感恩）、恩を知り恩に報いること（知恩報恩）が中心であった<sup>1</sup>。その後、漢訳經典では、施すべき四種の恩、報いるべき四種の恩、と言う二種類の「四恩」が説かれるようになった。先ず、二、三世紀の漢訳經典の中には施すべき四種の恩が多く見られる。例えば、後漢の安世高（約2世紀）の『仏説自誓三昧經』<sup>2</sup>や三国吳の支謙（約221-281年）の『仏説維摩詰經』<sup>3</sup>及び西晋の竺法護（239-316年）の『普曜經』<sup>4</sup>や『漸備一切智德經』<sup>5</sup>や無羅叉の『放光般若經』<sup>6</sup>などの漢訳經典には、惠施・仁愛（愛語、愛言）・利人（行利）・等利（同利）を内容として施すべき四恩が見られる。四世紀になると、東晋の瞿曇僧伽提婆の『增一阿含經』<sup>7</sup>や『中阿含經』<sup>8</sup>及

<sup>1</sup> 壬生台舜 [1961] (200-203頁)

<sup>2</sup> 後漢・安世高『仏説自誓三昧經』に「宣暢四恩、惠施人愛、利人等利、具無蓋哀」とある。（『大正藏』15、345頁中）

<sup>3</sup> 三国・吳支謙訳『仏説維摩詰經』卷一に「菩薩行四恩為國故、於佛國得道、惠施仁愛利人等利、一切救濟合聚人民生、於佛土。」とある。（『大正藏』14、520頁中）

<sup>4</sup> 西晋・竺法護『普曜經』卷二に「遵修四恩行、惠施及仁愛。利人復等利、安得復睡眠。」とある。（『大正藏』03、495頁下）

<sup>5</sup> 西晋・竺法護『漸備一切智德經』卷一に「欲化衆生、布施飲食、先救飢渴、發于四恩、悅樂有力、奉上敬中、愍順其下、惠施仁愛、利人等利、一切罪除、無有餘殃、不復種禍、所可供佛、開化衆生以成究竟。」とある。（『大正藏』10、463頁下）

<sup>6</sup> 西晋・無羅叉『放光般若經』卷十四に「是故、須菩提。菩薩欲成阿耨多羅三耶三菩、淨佛國土、教化衆生者、當以四事饒益攝衆生。一者、施。二者、愛。三者、利。四者、同義。以是四恩事益於衆生。須菩提。我觀是義、故說是事。」とある。（『大正藏』08、97頁中）

<sup>7</sup> 東晋・瞿曇僧伽提婆『增一阿含經』卷二十三に「復次、比丘。復有四法、習修行者、生善處天上。云何為四。惠施、仁愛、利人、等利。」とある。（『大正藏』02、670頁中）

<sup>8</sup> 東晋・瞿曇僧伽提婆『中阿含經』卷三十三に「居士子、有四攝事、云何為四。一者惠施、二者愛言、三者行利、四者等利。」とある。（『大正藏』01、641頁下）

び後秦の仏陀耶舍と竺仏念の『長阿含經』<sup>9</sup>などの經典の中で、この施すべき四恩は四攝法あるいは四攝事と呼ばれている。これら漢訳の時期は、報恩の対象として四恩が生まれる前であったが、その段階では、漢訳經典における大部分の「四恩」という言葉は四攝法或は四攝事の意味を持っていたといつてもよい<sup>10</sup>。

次は、報いるべき四種の恩である。元魏の般若流支訳『正法念處經』（538-543年訳）に母・父・如來・說法法師の四恩が挙げられている。唐代の般若三藏訳『攝真実經』「護摩品第九」には「第一國王、第二父母、第三施主、第四法界一切衆生」<sup>11</sup>が挙げられている。同じ般若三藏の『心地觀經』「報恩品」（元和年間806-820年訳）の中では、「父母・衆生・國王・三宝」<sup>12</sup>の四恩が挙げられ、初めて四種の恩に報いるべき要義が明確に説かれた。ほぼ同じ時期の宗密（780-841年）の『華嚴經行願品疏鈔』（811年頃成立）も「王・三宝・父母・衆生」<sup>13</sup>の四恩を挙げ、『心地觀經』の四恩に言及した。その後、『心地觀經』を典拠とする四恩説は日本にも伝わり、空海や日蓮などの日本の高僧たちにも影響を及ぼしている<sup>14</sup>。

<sup>9</sup> 後秦・仏陀耶舍、竺仏念訳『長阿含經』卷八に「復有四法、謂四攝法：惠施、愛語、利人、等利。」とある。（『大正藏』01、51頁上）

<sup>10</sup> 佐々木憲徳〔1955〕（19-48頁）と松長有慶〔1995〕（2頁）を参照。

<sup>11</sup> 唐・般若訳『諸仏境界攝真実經』卷三に「于時行者、作是法已。迴向發願、依此功德。第一國王、第二父母、第三施主、第四法界一切衆生。悉皆速證無上菩提。」とある。（『大正藏』18、284頁中）

<sup>12</sup> 唐・般若訳『大乘本生心地觀經』卷二に「世出世恩有其四種：一父母恩、二衆生恩、三國王恩、四三寶恩。如是四恩、一切衆生平等荷負。」とある。（『大正藏』03、297頁上）

<sup>13</sup> 唐・圭峰宗密『華嚴經行願品疏鈔』卷六に「下通舉四恩、謂：一王恩、二三寶恩、三父母恩、四衆生恩。古云施主恩。此上一一有大恩德、故回向上報也。廣如『本生心地觀經』所明、言百辟者、總舉臣寮、同上王恩也。」とある。（『卍新纂統藏經』05、329頁上）

<sup>14</sup> 熊澤宗男〔1993〕（801頁）を参考。ただし、松長有慶〔1995〕「四恩説の再検討」（20頁）には、「四恩を『心地觀經』と結びつける固定観念から脱して考察を進めると、従来の定説とはいさか違った流れが存在することに気がつく。四恩説の主流は中国でも日本でも、『心地觀經』の四恩ではなく、内

更に、仏教の報恩思想が儒家思想と融合し、中国仏教独自の報恩思想を形成した<sup>15</sup>。中国仏教の報恩思想は、四種の報恩（四報、四恩）を主流とするが、その内容は必ずしも漢訳仏典のそれと完全に一致するわけではない。一説によると、中国文献の中に四恩の語が見られるのは北魏の普泰二年（532）のものが最初であり、そこには初出の確証はないが、ほぼ同じ時代の中国文献の中に、具体的な内容は示さないものの、四恩の語を含む記録はいくつも見出される<sup>16</sup>。例えば、北周の道安（約六世紀頃）の『二教論』（570年上呈）「依法除疑」の中に「錄其脱俗之誠、足消四事。採其高尚之迹、可報四恩。」<sup>17</sup>とあり、北周大象元年（579）王明広の上奏文に「上順諸仏、中報四恩、下為含識」<sup>18</sup>とある。また、法琳（572-640年）の『破邪論』に「行道以報四恩、立德以資三有<sup>19</sup>。」とある。<sup>20</sup>これらの記述においては、四恩に報いる（報四恩）という言い方をしているので、報恩の四恩を指しているのだろう<sup>21</sup>。

中国仏教における「四恩」の由来は、道宣（596-667年）の『四分律比丘尼鈔』（645年成立）に見える「阿含經云、四恩者、謂父母、師僧、國王、檀越」<sup>22</sup>に遡る。この中にある「阿含經云」の内容は現行の『阿含經』には見当たらず、道宣の説は如何なる經典を拠り所としているのかは依然として不明である。但し、道宣から始まる「父母、師僧、國王、檀越」

容不明の四恩説である。」とある。

<sup>15</sup> 道端良秀〔1959〕（270-273頁）

<sup>16</sup> 松長有慶〔1995〕（3-5頁）

<sup>17</sup> 唐・道宣述『廣弘明集』卷八に「錄其脱俗之誠、足消四事。採其高尚之迹、可報四恩。」とある。（『大正藏』52、143頁中）

<sup>18</sup> 唐・道宣述『廣弘明集』卷十に「上順諸仏、中報四恩、下為含識」とある。（『大正藏』52、158頁）

<sup>19</sup> 唐・法琳『破邪論』卷一に「行道以報四恩、立德以資三有。」とある。（『大正藏』52、477頁中）

<sup>20</sup> 内藤龍雄〔1954〕（162頁）や松長有慶〔1995〕（4頁）を参照。

<sup>21</sup> ただし、内藤龍雄〔1961〕「再び四恩について」（134頁）は、道安の『二教論』の四恩及び道宣の「中報四恩」の「四恩」は四攝の意に解すべきであると述べている。

<sup>22</sup> 唐・道宣『四分比丘尼鈔』卷三（『正新纂續藏經』40、775頁下）

という四恩説は、唐宋以降の中国仏教における報恩思想の主流となる。例えば、五代の延寿（905-976年）は師長・父母・国王・施主の四恩を挙げている<sup>23</sup>。宋代では、道誠は、『釈氏要覽』「恩孝」に「父母・師長・国王・施主」という四恩を挙げ<sup>24</sup>、元照（1048-1116年）の『四分律行事鈔資持記』と惟頤の『律宗新学名句』には「国王・父母・師僧・檀越」という四恩を挙げている<sup>25</sup>。宋代以降の四恩説も基本的に、「父母・師僧（師長）・国王・檀越（施主）」を報恩対象としたのである<sup>26</sup>。中国仏教における四種報恩は、報恩対象の順番こそ一定しないものの、唐代の道宣が唱え始めた「四恩」の内容を基本としていることが明らかである。

### 3. 惟白の報恩思想及びその特色

惟白の報恩思想は、『指要録』卷八末の「大藏經綱目指要録五利五報述」における「五報」において集中的に表れているので、以下、先ずその内容を紹介しよう。

先ず、「国王恩」について以下のように述べられている。

一、國王恩者、威德普覆、令安然行道故。何謂也。恭念今上皇帝、佛會菩薩、現為明君。慈育四生、崇隆三寶、詔談祖道、序行『續燈』。希世遭逢、曠古未有。如是聖恩、云何可報。經云「欲報君恩、當弘佛法」。故集斯錄、使佛法慧命無窮、則睿算國祚亦無窮也。

一には、国王の恩というものであるが、王の威厳と徳行が隅々まで遍在していることで、[我々が] 安心して修行できるからである。どうしたことなのか。恭しく念ずるに、今上の皇帝は、仏会の菩薩が今世に現れて英明な君主となられた方である。慈しみをもって四生を育て、三宝

<sup>23</sup> 宋・文冲重編『智覺禪師自行錄』（『卍新纂続藏經』63、159頁中）

<sup>24</sup> 宋・道誠『釈氏要覽』卷二に「恩有四焉。一父母恩、二師長恩、三国王恩、四施主恩」とある。（『大正藏』54、289頁下）

<sup>25</sup> 宋・元照『四分律行事鈔資持記』卷一に「国王父母師僧檀越是為四恩」とある。（『大正藏』40、235頁中） 宋・惟頤『律宗新学名句』卷一に「四恩一国王、二父母、三師僧、四檀越。」とある。（『卍新纂続藏經』59、676頁上）

<sup>26</sup> 松長有慶〔1995〕（2頁）

を崇め栄えさせ、詔を下して祖師の道を談じさせ、序を賜って『続灯錄』を頒行させた。〔これらは〕世に稀な出来事であり、未だかつてなかつたものである。このような聖恩には、どうすれば報いることができようか。仏經に曰く、「君主の恩に報いたければ、仏法を広めるべきである」と<sup>27</sup>。そこで本録を編集することによって、仏法の慧命が尽きず、聖寿と國運も極まりないことをはかりたい、と述べられている。

ここでは、惟白は、「国王恩者」すなわち天下に広くて威厳と徳行を施す皇帝に対して、仏教者にとって安定した社会環境を提供してくれた恩恵に対して報恩したいと言っている。惟白によれば、英明な君主である徽宗は、仏会の菩薩の生まれ変わりであり、民を養い、仏教を崇めて栄えさせた。自分が『続灯錄』を撰述して祖師の道を語ると、徽宗は序文まで賜って同書の入蔵と流通を勅許してくれた。このような聖恩に対しては、仏法を広めることによってのみ報いることができるので、『指要録』を編集することによって、仏法の慧命が尽きず、皇帝の聖寿も王朝の国運も永く続くことを祈念したい、と言う。

次に、「外護恩」について以下のように述べられている。

二、外護恩者、牆塹住持、得如意唱道故。何謂也。竊思二十餘年、三居禪刹、承御寶親批、蒙朝廷降旨、皆出貴公、特達敷奏。或安全保佑、或以道吹噓。至如宰相、天下具瞻、微賜顧接、終身榮幸、豈況揄揚讚道也。其諸朝貴、銘在定心、斯須不忘、深念報德。經云「大臣者、國之重鎮、常繫心祝願」。故集斯錄、使佛法流通、助澤民天下。

二には、外護の恩というものであるが、外部から守護し支援してくれていることで、〔我々が〕思う通りに仏道を唱えることができるからである。どういうことなのか。私が思うに、二十余年間に三箇所の禅寺を住持することになったのは、皇帝による直々の許可を承り、朝廷の下した聖旨を蒙ってのことであり、いずれも高位の方々によって特別に上奏

---

<sup>27</sup> 出典について、『大乗本生心地觀經』卷2〈2 報恩品〉に「國王恩者、福德最勝雖生人間得自在故、三十三天諸天子等、恒與其力常護持故、於其國界山河大地、盡大海際屬於國王、一人福德勝過一切眾生福故。是大聖王以正法化、能使眾生悉皆安樂。」とある(『大正藏』03, 297頁下)

して推薦してくれたお蔭である。方々は、或いは〔三宝の〕安泰を確保し、或いは仏道をもって推挙してくれている。宰相のような方に至っては、天下が共に仰ぎ見る存在にして、わずかに顧み接していただけるだけでも一生の光栄であるのに、まして道を誉めそやして下さるとは。それらの高官たちのことは、定心に銘じて一刻も忘れず、衷心よりその恩徳に報いたい。仏經に曰く、「大臣というのは、國の重鎮であり、常に心に掛けながら祈念すべきである」<sup>28</sup>と。そこで本録を編集することによって、仏法を流通させ、天下の民に恵み潤すことをはかりたい。

ここでは、惟白は、「外護恩」すなわち外部から守護し支持してくれている官僚たちに対して、仏教者にとって安定した修行の環境を確保してくれた恩恵に対して報恩したいと言っている。惟白によれば、自分は二十余年間にわたり、皇帝に命じられ、泗州の龜山寺・房県の湯泉寺・東京の法雲寺という三箇所の禪寺の住持を務めてきたが、いずれも朝廷の高官が特別に推薦してくれたからである。國の重鎮である彼らが、仏教の発展を見守り、仏道に励む修行者を推挙してくれた恩恵は計り知れない。このような恩徳に対して、一刻も忘れず常に心に掛けて祈念しなければならないので、『指要録』を通じて仏法を広め、天下の民に恵み潤すことによって報恩したい、と言う。

次に、「父母恩」について以下のように述べられている。

三、父母恩者、頓割深愛、捨出家求道故。何謂也。緬惟生育、又付明師、授之以經書、教之以仁義。復令從釋、訪道循方。心契玄源、身長出離。其如此也、何可報焉。經云「若不傳法度衆生、畢竟無能報恩者」。故集斯錄、使佛法傳播、以答劬勞、期乎佛記也。

三には、父母の恩というものであるが、思い切って深愛を断ち切り、〔子であることを〕かえりみず出家して道を求めさせてくれているからである。どういうことなのか。思い返せば、〔私を〕生み育て、また指導力のある師に付して〔儒家の〕經書を授けて仁義の道理を教えてもら

---

<sup>28</sup> 出典について、『釈氏要覽』卷2に「『西域記』云：大臣者、國之重鎮。農務者人之命食國失鎮則危、人絕食則死。又佛法付囑國王大臣故、常須繫心祝願也。」とある。（『大正藏』54、289頁下）

った。更に釈門に入り、道を訪ねて四方をめぐり、心が深い根源に契い、身が生死輪廻から解脱することを許してくれた。これほど深い恩情は、どうしたら報いることができようか。仏経に曰く、「仏法を伝えず衆生を済度しなければ、結局、恩に報いることができない」<sup>29</sup>と。そこで本録を編集し、仏法を伝播することによって〔父母の〕苦労に答え、成仏させようと図るのである。

ここでは、惟白は、「父母恩」、すなわち大事に生み育てた上で、幼い頃から素養知識を培い、釈門に入ってから道を訪ねて四方をめぐることも許してくれた父母の恩恵に対して報恩したいと言っている。惟白によれば、自分は心が深い根源に契い、身が生死輪廻から解脱することに目指すことができたのは父母が許してくれたからである。このような恩恵に対して、仏法を伝え衆生を済度することによってしか報いることができないので、『指要録』を通じて仏法を伝播させることによって父母の苦労に報い成仏させたい、と言う。

次に、「師長恩」について以下のように述べられている。

四、師長恩者、攝授教約、得參微契本故。何謂也。每想慈訓得度、受業和尚也。指心見性、明眼宗師也。交肩道伴則一瞬一揚、知心益友則一言一句、警悟死生、資成解脱。若斯厚徳、如何可報。經云「欲報師恩、當說法度人」。故集斯錄、使佛法種智不斷、以答法乳也。

四には、師と長上の恩というものであるが、教訓と戒律を教え、趣深いことを悟り根本的道理に契わせてくれるからである。どういうことなのか。常々思うのは、慈愛をもって教え、得度させてくれたのは授業の

<sup>29</sup> 出典について、『首楞嚴義疏注経』卷3に「下句結報恩、『大論』云「假使頂戴經塵劫、身為床座遍三千、若不傳法度眾生、畢竟無能報恩者。」とある。(『大正藏』39、872頁下) ここでの『大論』は即ち『大智度論』である。また、『釈氏要覽』卷2に「『毘奈耶律』云：父母於子、有大勞苦、護持長養、資以乳哺假使一肩持母、一肩持父、經於百劫徒自疲勞。或持七寶種種供養令得富樂、亦未報父母恩。若其父母無信者、令起信心。若無戒者、令住禁戒。若性慳者、令行惠施。若無智慧者、令起智慧。子能如是、方曰報恩。『不思議光經』云：非飲食及寶能報父母恩、引導向正法、便為供二親。」とある。(『大正藏』54、289頁下—290頁上)

和尚であり、心を見極め根源的な本性を徹見させてくれたのは、さとりの眼が明らかな師なのである。肩を並べる道友としての一挙手一投足、気心の知れた畏友としての一言一句は、死生を覚悟させ解脱を助けてくれる。このような厚い恩徳には、どうしたら報いることができようか。仏經に曰く、「師の恩に報いたければ、説法して人々を濟度すべきである」<sup>30</sup>と。そこで本録を編集することによって、仏法の根本的智慧を途絶えさせないことによって、師の教えに報恩することをはかりたい。

ここでは、惟白は、「師長恩」すなわち求道者としての自分を育成してくれた恩師に対して、趣深いことを悟って根本的道理に契わせてくれた恩恵に対して報恩したいと言う。惟白によれば、自分には、最初に得度させてくれた授業の和尚や、「心を見極め根源的な本性を徹見させてくれた」恩師（即ち惠南や法秀）がおり、彼は自分にとって「肩を並べる道友」であり「気心の知れた畏友」でもあり、彼等は言葉と行動によって「死生を覚悟させ解脱を助けてくれる」恩恵は計り知れないものがある。このような深い恩徳に対して、説法して人々を濟度することによってのみ報えるので、『指要録』を通じて仏法の根本的智慧を途絶えさせないことによって報恩したい、と言う。

最後に、「檀越恩」について以下のように述べられている。

五、檀越恩者、隨乞供資、助成聖道故。何謂也。且原游方十七載、住持二十年、三處焚修、四事供給、資身資道、唯信唯檀。上自越國大主太尉張公、及内外朝賢、遠近善友、皆同心向道、共成佛事。如斯益我、何可報之。經云「了悟心性、通明佛法、報信施恩也」。故集斯錄、使佛法增盛、同成佛果耳。

五には、檀越の恩というものであるが、必要に応じて支援を提供し、聖なる仏道の成就を助けてくれるからである。どういうことなのか。私（惟白）はかつて十七年間にわたって遊行し、二十年の間にわたり住持

---

<sup>30</sup> 出典について、『釈氏要覽』卷2に「若教授經書技術事業、或令避惡從善者、皆師長也。夫師者教以道之稱也。若假借財本拯苦與樂者皆施主也。夫施者有三種、一財施謂與人財、二心施謂慈悲心與人樂、三法施謂說法利人等。」とある。（『大正藏』54、290頁上）

を務め、三箇所で香を焚いて修行してきたが、四事を供給し、生活と修行の両方を助けてくれたのは、いずれも信者と檀越の方々だった。上は越國大公主・太尉張（敦礼）公から、内外の朝臣・賢士、遠近の畏友（善知識）に至るまで、皆が心を一つにして道を求め、共に仏教行事を成し遂げている。このように私を助けてくれていることに対して、どうすれば報恩することができようか。仏經に曰く、「心性を徹底的に悟り、仏法に通じて明らかにすることが、仏教を信奉して恩恵を施す人々に報いることなのである」<sup>31</sup>と。そこで本録を編集することによって、仏法が益々盛んになり、皆仏果を成就することをはかりたい。

ここでは、惟白は、「檀越恩」すなわち必要に応じて支援してくれた檀越に対して、聖なる仏道の成就を助けてくれた恩恵に報いたいと言う。惟白によれば、自分は十七年の間にわたり遊行し、二十年の間に泗州龜山寺・房県湯泉寺・東京法雲寺の住持を務めてきたが、衣食住行の四事を供給し、生活と修行の両方を助けてくれたのは、越國大公主・太尉張敦礼をはじめ、中央や地方の官僚、賢士、善知識などであった。このような恩徳に対して、心性を徹底的に悟り、仏法に通じて明らかにすることによってのみ報いられるので、『指要録』を通じて仏法が益々盛んになり、皆仏果を成就させることによって、彼らの恩に報いたい、と言う。

以上のように、惟白の報恩思想は「国王・外護・父母・師長・檀越」という五つの恩を内容としていることが明らかである。前述した中国仏教における報恩思想の主流である「四恩」思想と比べれば、惟白の報恩思想は、伝統的な「四恩」を受け継ぎながら新たな要素を加えることによって形成した「五恩」思想と言えよう。

惟白の報恩思想の特徴として以下の二点が指摘できる。一つは、「国王」を最初に置くことによって重視する姿勢を示すことである。このような姿勢は、惟白の独創ではなく、報恩思想の文脈以外にも、『一字仏頂輪王經』<sup>32</sup>、『諸仏境界攝真實經』<sup>33</sup>等の漢訳經典や、『轉經行道願往

<sup>31</sup> 「仏經に曰く」の出典は不明。

<sup>32</sup> 唐・菩提流志『一字仏頂輪王經』卷四に「一為於国王王族、二為大臣僚佐、三為過現一切師僧父母、四為業道冥官、五為十方施主、六為十方法界六道四生

生淨土法事讚』<sup>34</sup>・『華嚴經行願品疏鈔』<sup>35</sup>・『四分律行事鈔簡正記』<sup>36</sup>・『四分律行事鈔資持記』<sup>37</sup>・『律宗新學名句』<sup>38</sup>等の中国祖師の著作にも貫かれているものである。惟白は、報恩の対象として国王を首位に位置づけた理由として、君主の神格化に力を入れて「徽宗は仏会の菩薩の生まれ変わりである」からと説明し、王権に対する配慮が滲み出ている。

二つは、外護を新たに追加したところが、惟白の報恩思想の最も重要な特徴である。実は、漢訳經典や從来の中国祖師たちが唱えてきた「四恩」では、外護の恩は独立して存在したものではなく、あくまで国王の恩の中に含まれていたに過ぎなかった。少なくとも文献上では、「外護」を報恩の対象として明確に位置付けたのは惟白が最初であった。つまり、中国仏教の伝統的な四恩（国王・父母・師長・檀越）の他に、更に「外護」を報恩の対象として加えたことによって、惟白が自らの「五恩」思想を明確にしているのである。

#### 4. 終わりに

以上、『大藏經綱目指要録』卷八の記述に基づきながら、惟白の報恩思想について検討してきた。惟白の報恩思想は、国王・外護・父母・師長・檀越の五恩を内容とし、その特徴は国王を重視する姿勢を顕し、中

三塗八難一切有情。」とある。（『大正藏』19、252頁上）

<sup>33</sup> 唐・般若三藏『諸仏境界攝真実經』卷三に「第一国王、第二父母、第三施主、第四法界一切衆生。悉皆速證無上菩提。」とある。（『大正藏』18、284頁）

<sup>34</sup> 唐・善導『轉經行道願往生淨土法事讚』卷二に「普為四恩三友。帝王者王師僧、父母善知識。法界衆生斷除三障、同得往生阿彌陀佛國。和上一切賢聖、迴願往生無量壽國。」とある。（『大正藏』47、438頁）

<sup>35</sup> 唐・宗密『華嚴經行願品疏鈔』卷六に「通舉四恩、謂一王恩、二三寶恩、三父母恩、四衆生恩、古云施主恩。」とある。（『卍新纂續藏經』05、329頁）

<sup>36</sup> 後唐・景霄『四分律行事鈔簡正記』卷八に「中報四恩者、經云：一国王、二父母、三師僧、四施主。」とある。（『卍新纂續藏經』43、188頁）

<sup>37</sup> 宋・元照『四分律行事鈔資持記』卷一に「国王、父母、師僧、檀越。是為四恩。」とある。（『大正藏』40、235頁）

<sup>38</sup> 宋・惟頤『律宗新學名句』卷一に「四恩：一国王、二父母、三師僧、四檀越。」とある。（『卍新纂續藏經』59、676頁上）

国仏教の伝統的な「四恩」思想を受け継ぎながら、外護を報恩の対象として明確に位置付けたところに顕れている。思想史的な観点から見れば、宋代以降の報恩思想は従来通りの「四恩」思想を主流としていることから、惟白の「五報」思想はそれ以降の時代にはほとんど影響を与えていないかもしれない。しかしながら、惟白において初めて提唱された「五恩」思想は、北宋末に、従来の四恩思想を受け継ぎながらも新たな展開を見せた報恩思想を窺い知ることに意義があると考える。

なお、本論文は『指要録』から窺える惟白の報恩思想に焦点を合わせたが、今後は更に以下の課題を取り組んでいきたいと考えている。先ず、『指要録』卷八末の「禅教五派宗源述」に基づいて、惟白の仏教史観について考察することである。次に、『指要録』の他に、『建中靖国続灯録』と『文殊指南図讚』という二作も視野に入れながら研究を進めたい。何故ならば、惟白が「大藏経綱目指要録述」で、「『禪門続灯録』（即ち『建中靖国続灯録』）を撰述したのは、祖師の伝える妙道を明らかにするためであり、『指要録』の撰述は、諸仏の説かれた妙法を顕彰するためである」と述べているからである。従って、諸仏の説かれた妙法（即ち大藏經）と祖師らが伝える妙道（即ち禪宗灯録）の両立こそ、惟白が理想とする仏教のあり方である。これを基軸とする惟白の仏教史観と仏教思想を総合的に解明することを今後の課題としたい。

## 参考文献

### 【一次資料、年代順】

- 後漢・安世高『仏説自誓三昧経』、『大正藏』15、no. 622。
- 三国・吳支謙訳『仏説維摩詰経』、『大正藏』14、no. 474。
- 西晋・竺法護『普曜経』、『大正藏』03、no. 186。
- 西晋・竺法護『漸備一切智德経』、『大正藏』10、no. 285。
- 西晋・無羅叉『放光般若経』、『大正藏』08、no. 221。
- 東晋・瞿曇僧伽提婆『增一阿含経』、『大正藏』02、no. 125。
- 東晋・瞿曇僧伽提婆『中阿含経』、『大正藏』01、no. 26。
- 後秦・仏陀耶舍、竺仏念『長阿含経』、『大正藏』01、no. 1。

- 唐・般若訳『諸仏境界撮真実經』、『大正藏』18、no. 868。
- 唐・般若訳『大乘本生心地觀經』、『大正藏』03、no. 159。
- 唐・圭峰宗密『華嚴經行願品疏鈔』、『卍新纂続藏經』05、no. 229。
- 唐・道宣述『広弘明集』、『大正藏』52、no. 2103。
- 唐・法琳『破邪論』、『大正藏』52、no. 2109。
- 唐・道宣『四分比丘尼鈔』、『卍新纂續藏經』40、no. 724。
- 唐・菩提流志『一字仏頂輪王經』、『大正藏』19、no. 951。
- 唐・善導『転經行道願往生淨土法事讚』、『大正藏』47、no. 1979。
- 後唐・景霄『四分律行事鈔簡正記』、『卍新纂續藏經』43、no. 737。
- 宋・文冲重編『智覺禪師自行錄』、『卍新纂續藏經』63、no. 1232。
- 宋・道誠『釈氏要覽』、『大正藏』54、no. 2127。
- 宋・元照『四分律行事鈔資持記』、『大正藏』40、no. 1805。
- 宋・惟頤『律宗新學名句』、『卍新纂續藏經』59、no. 1107。

#### 【日本語論著】

- 岡部和雄 [1970] 「四恩説の成立」、『仏教思想4 恩』、平楽寺書店、184-185 頁。
- 熊澤宗男 [1994] 「四恩説の研究」、『印度学仏教学研究』、42卷2号、800-802 頁。
- 佐々木憲徳 [1955] 「仏教の恩思想を究めて浄土門のそれに及ぶ」、『梅原勸学古稀記念論文集 顕真学院論集』、47号、19-48 頁。
- 澤野純一 [2011] 「鈴木正三における「恩」の思想と「娑婆」世界」、『印度学仏教学研究』、59卷2号、732-735 頁。
- 龍口恭子 [2007] 「存覚『報恩記』の報恩」、『印度学仏教学研究』、55卷2号、713-719 頁。
- 谷口智子 [2012] 「存覚『報恩記』における父母に対する報恩思想」(第五部会、研究報告、第七十一回学術大会)、『宗教研究』、86卷4号、975-976 頁。
- 内藤龍雄 [1954] 「わが国古代文献における四恩について」、『印度学仏教学研究』、3卷1号、162-163 頁。
- 同 [1956] 「仏教の報恩説について」、『印度学仏教学研究』、4卷1

- 号、156-157 頁。
- 同 [1961] 「再び四恩について」、『印度学仏教学研究』、9 卷 1 号、134-135 頁。
- 同 [1963] 「衆生恩について」、『印度学仏教学研究』、11 卷 1 号、267-270 頁。
- 正城有基 [1993] 「「国王の恩」について」（弘法大師の人間観と儒教思想、智豊合同教学大会紀要、興教大師 850 年御遠忌記念号）、『智山学報』、42 卷、345-359 頁。
- 松長有慶 [1995] 「四恩説の再検討」、『密教文化』、189 号、1-26 頁。
- 道端良秀 [1958] 「中国仏教における報恩思想とその実践」、『印度学仏教学研究』、7 卷 1 号、270-273 頁。
- 壬生台舜 [1961] 「仏教に於ける「恩」の語義」、『印度学仏教学研究』、9 卷 1 号、200-203 頁。
- 脇智子 [2013] 「存覚『報恩記』における師恩の説示」（第九部会、<特集>第 72 回学術大会紀要）、『宗教研究』、87 卷 Suppl.号、362-363 頁。
- 【中国語論著】**
- 陳 堅 [2008] 「儒仏“孝”道觀的比較」、『孔子研究』、第 3 期、79-91 頁。
- 陳允華 [2014] 「儒家和仏教孝道觀的比較及現代意義」、『焦作大学学報』、第 2 期、11-13 頁。
- 高卓群 [2007] 「求同存異——儒学與仏学“孝親觀”之比較」、『喀什師範学院学報』、第 28 卷第 2 期、19-22 頁。
- 耿靜波 [2018] 「伝統“孝親觀”視域の仏教孝道思想探析」、『青海師範大学学報(哲学社会科学版)』、第 40 卷第 3 期、32-37 頁。
- 広 興 [2013] 「“孝名為戒”:中国仏教徒對孝道觀的發展」、『仏学研究』、總第 22 期、371-387 頁。
- 劉 威 [2009]、『王權與仏教:從東晉到唐初的個案研究』（博士論文）、中国人民公安大学。
- 劉昱均 [2015] 「儒、仏孝親觀理論依據之比較」、『湖北工程学院学報』、

- 第35卷第5期、23-29頁。
- 李帥 [2020] 「『史記』報恩故事與中華民族報恩觀念」、『渭南師範學院學報』、23-29頁。
- 梁輝 [2017] 『中国佛教孝道觀研究』（修士論文）、鄭州大學。
- 雒少鋒 [2014] 「傳統轉向神聖：報恩思想對人間佛教的意義」、『青藏高原論壇』、第3期、112-118頁。
- 孫英剛 [2013] 「輪軸王與皇帝：佛教對中古君主概念的影響」、『社會科學戰線』、第11期、78-88頁。
- 宋霞 [2019] 「契嵩『孝論』佛教系統化孝親觀的形成」、『中國宗教』、第4期、58-59頁。
- 譚潔 [2017] 「佛教報恩觀與佛教孝道觀之比較」、『孝感學院學報』、第31卷第5期、12-16頁。
- 吳明 [1993] 「談報恩」、『法音』、第3期、5-9頁。
- 楊軍劍 [2010] 「淺議佛教出家觀念與傳統孝道的衝突及圓融」、『農家之友(理論版)』、58-60頁。
- 曾友和 [2007] 「試析佛教孝道觀與儒家孝道觀的差異及其因應之道」、『山西高等學校社會科學學報』、第19卷第11期、34-36頁。
- 朱學強 [2009] 「佛教的孝道觀」、『內蒙古統戰理論研究』、36-37頁。
- 翟豔春、張雲輝 [2006] 「中國佛教戒律之孝道觀念」、『文山師範高等專科學校學報』、第19卷第2期、65-66頁。
- 鄭洪濤 [2014] 「佛教與儒教孝觀念的比較研究—基於『弘明集』中『理惑論』『喻道論』」、「『學理論』、51-52頁。
- 周海春 [2017] 「施與受的平衡和報恩倫理」、『南華大學學報（社會科學版）』、第18卷第3期、44-49頁。

＜キーワード＞

仏国禪師惟白、指要錄、報恩思想、五恩

## Summary

# On Northern Song Foguo Chan Master Weibai's Five Kinds of Gratitude

YanHong ZONG

This paper will attempt to elucidate the thought of Five Gritudes of Foguo Weibai 仏国惟白 (mid-11th c. - early 12th c.), based on the “description of five benefits and five [kinds of] repaying” 「五利五報述」 found at the end of Vol. 8 of the *Da Zang Jing Gang Mu Zhi Yao Ru* 『大藏經綱目指要錄』. After an overview of the development of the thought in ancient China, the paper will identify the characteristics and influence of the idea of the Five Gritudes of Weibai. Generally, the idea of repaying indebtedness in Chinese Buddhism is based on four kinds of gratitude 四恩. However, through the analysis of the “Five [kinds of] repaying” 「五報」, it can be seen that Wei Bai's philosophy builds upon the traditional "Four Gritudes" by adding new elements, establishing a "Five Gritudes" philosophy that includes King 国王, External Protectors 外護, Parents 父母, Teacher 師長, and Benefactors 檀越. Moreover, through the analysis of the development of the thought of repaying indebtedness in Chinese Buddhism, it can be concluded that emphasizing the gratitude of the king 国王の恩 and making the gratitude of the External Protector 外護の恩 independent as the object are the characteristics of Weibai's Five [kinds of] Gratitude 「五恩」.

**Keywords:** Foguo Chan Master Weibai; *ZhiYaoRu*; Thought of Repaying Indebtedness; The Five Gritudes; 五恩.

*Postgraduate Student,  
International College  
for Postgraduate Buddhist Studies*